## 京都大学大学院薬学研究科の組織に関する規程新旧対照表

改 正 (前略) (研究科長) (研究科長) 第2条 薬学研究科に、研究科長を置く。 第2条 2 研究科長は、薬学研究科の専任の教授をもって 2 充てる。 (同 左) 3 研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。 ただし、引き続き4年を超えないものとする。 4 前項の規定にかかわらず、補欠の研究科長の任 期は、前任者の残任期間とする。 4 研究科長は、薬学研究科の校務をつかさどる。 5 (同 左) (中略) (創薬・医療連携薬学コア部門) (統合薬学フロンティア教育センター) 第8条 薬学研究科に、附属の<u>教育研究施設</u>として、 第8条 薬学研究科に、 附属の<u>教育施設</u>として、 統 <u>創薬・医療連携薬学コア部門</u>を置く。 合薬学フロンティア教育センターを置く。 2 創薬・医療連携薬学コア部門に長を置き、研究 2 統合薬学フロンティア教育センターに長を置き、 科長が兼ねるものとする。 研究科長が兼ねるものとする。 3 創薬・医療連携薬学コア部門長は、創薬・医療 3 統合薬学フロンティア教育センター長は、統合 連携薬学コア部門の業務をつかさどる。 薬学フロンティア教育センターの業務をつかさど る。 (後略) 附 則 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。 2 改正後の第8条第1項に規定する統合薬学フロ ンティア教育センターは、平成23年3月31日 まで存続するものとする。